日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則の一部改正について

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則(平成18年11月11日設立会議承認)の一部を次のとおり改正する。

- 第1条中「日本プロオーケストラファンクラブ協議会」の次に「(以下「本会」という。)」を加える。
- 第2条、第3条第1号及び第2号中「単体」を「クラブ」に改める。
- 第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
- 第6条第1号中「この会」を「本会」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第 5号とする。
- 第7条を次のように改める。
 - 第7条 会長及び副会長は、各クラブの代表者の中から総会において選出する。
 - 2 監事は、総会において選出する。
 - 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
 - 4 幹事は、会長、副会長及び監事以外の各クラブの代表者及び会長、副会長を選出したクラブの副会長又は事務局長に相当するものの中から又は当該くらぶが推薦する者を会長が指名する。
- 第9章を次のように改める。

第11章 補則

- 第17条 この会則の改廃は、総会の承認によって行うものとする。
- 第15条中「ただし書」を削り、同条を第16条とする。
- 第8章を第10章とする。
- 第7章の次に次の2章を加える。

第8章 会議

- 第12条 本会の会議は、役員会及び幹事会とする。
- 第13条 役員会は、会長、副会長、監事及び幹事長により構成し、総会議案の審議を行う。
- 2 役員会の会議は、会長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 役員会の事務は、事務局が所掌する。
- 第14条 幹事会の会議は、幹事、事務局長及び会計により構成し、総会議案の立案、審議をし、役員会に提案し、及び運営実施計画の立案、審議をするとともに本会の運営にあたる。
- 2 幹事会の会議は、幹事長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 幹事会の事務は、事務局が所掌する。

第9章 議事録

- 第15条 総会、役員会及び幹事会のあらましを議事録に記録する。
- 2 総会の議事録は、総会を主催したクラブが作成し、各クラブに配布する。
- 3 役員会及び幹事会の議事録は、主宰者が作成し、関係者に配布する。
- 第14条を削り、第13条を次のように改める。
 - 第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回クラブの持ち回りにより開催し、運営基本方針、 会則の改廃、役員の選出及び会計の収支決算に関する事項並びにこれらに関連する事項を審議する。
 - 2 総会には、各クラブから人数の制限なく出席することができ、活動報告を行うことができる。
 - 3 総会を主催するクラブは、総会開催に関する事務を所掌する。

第6章を削る。

- 第9条を削り、第8条中「おく」を「置く」に改め、同条を第10条とし、同条に次の1項を加える。
 - 2 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた人物を会長が委嘱する。
- 第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える

第5章 事務局

- 第8条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、会長の属するクラブの事務局長に相当するものをもって充て、本会の

事務を処理する。

第9条 事務局に会計を置き、会長の属するクラブの会計に相当するものをもって充て、本会の会計 事務を処理する。

附則

- 1 この会則の改正は、総会承認の日から施行する。
- 2 第16条の会計に関する規定は、当分に間、幹事会で審議することとし、幹事会での決定があるまでは、第5条の役員のうち監事の選任の指名は行わないこととする。

新旧対照表

第1章 名称

- 第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会(以下「本会」という。)と称し、事務局を札幌市西区 八軒9条西3丁目3-5 有限会社ビーシーコム内に置く。 第2章 目的
- 第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブ(以下「クラブ」という。)の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。
 - (1) クラブ相互の会報等情報の交換
 - (2) クラブ間の親睦・交流

第3章 会員

第4章 役員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

削除

- (3) 監事 2名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 幹事 若干名
- (1) 会長は、本会を代表する。

第1章 名称

第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会と称し、事務局を札幌市西区八軒9条西3丁目3-5 有限会社ビーシーコム内に置く。

第2章 目的

- 第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブ(以下「<u>単体</u>」という。)の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。
- 第3条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) 単体相互の会報等情報の交換
 - (2) 単体間の親睦・交流
 - (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言
 - (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための 要請
 - (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催
 - (6) プロオーケストラ支援のための各種活動
 - (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
 - (8) その他目的達成のために必要と思われる活動 第3章 会員
- 第4条 本会の会員となる要件は次のとおりとし、1オーケストラにつき1ファンクラブのみが会員登録できるものとする。
 - (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
 - (2) オーケストラの設置団体から公認されている又はそれに準ずるクラブであること。

第4章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおき、その任期は4年とする。 再任はこれを妨げない。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 幹事長 1名
 - (<u>6</u>) 幹事 若干名
- 第6条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、この会を代表する。

削除

- (4) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。
- (5) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案 を行う
- 第7条 会長及び副会長は、各クラブの代表者の中から総会において選出する。
- 2 監事は、総会において選出する。
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事は、会長、副会長及び監事以外の各クラブの代表 者及び会長、副会長を選出したクラブの副会長又は事 務局長に相当するものの中から又は当該くらぶが推薦 する者を会長が指名する。

第5章 事務局

- 第8条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、会長の属するクラブの事務 局長に相当するものをもって充て、本会の事務を処理す る。
- 第9条 事務局に会計を置き、会長の属するクラブの会計 に相当するものをもって充て、本会の会計事務を処理する。

第6章 顧問

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、 識見に優れた人物を会長が委嘱する。

削除

削除

削除

削除

削除

第7章 総会

- 第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回クラブの持ち回りにより開催し、運営基本方針、会則の改廃、役員の選出及び会計の収支決算に関する事項並びにこれらに関連する事項を審議する。
- 2 総会には、各クラブから人数の制限なく出席すること ができ、活動報告を行うことができる。
- 3 総会を主催するクラブは、総会開催に関する事務を所 掌する。

削除

第8章 会議

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。
- (6) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案 を行う。
- 第7条 会長、副会長、監事の選任は運営委員会で行い、 直近の総会に報告するものとする。他の役員は会長が委 嘱する。

第5章 顧問

第8条 本会に顧問をおくことができる。

第9条 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人 格識見に優れた人物を、運営委員会が推薦し、会長が推 載する。

第6章 運営委員会

- 第10条 本会運営に関する議決機関として運営委員会を 置く。運営委員会は会長が主宰し、必要に応じて会長が 招集する。運営委員会の運営は、幹事長が行う。
- 第11条 運営委員会は、役員の選任、活動計画、予算・ 決算等、本会の運営に関する事項の審議決定を行う。
- 第12条 運営委員会は、第5条に定める役員及び各単体 で選任する各3名の委員で構成する。

第7章 総会

第13条 総会は不定期とし、運営委員会の判断によって 開催する。

第14条 総会は、各単体から人数の制限なく出席を認め、 運営委員会から会務の報告を行う。

- 第12条 本会の会議は、役員会及び幹事会とする。
- 第13条 役員会は、会長、副会長、監事及び幹事長により構成し、総会議案の審議を行う。
- 2 役員会の会議は、会長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 役員会の事務は、事務局が所掌する。
- 第14条 幹事会の会議は、幹事、事務局長及び会計により構成し、総会議案の立案、審議をし、役員会に提案し、及び運営実施計画の立案、審議をするとともに本会の運営にあたる。
- 2 幹事会の会議は、幹事長が主宰し、必要に応じて招集 する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 幹事会の事務は、事務局が所掌する。

第9章 議事録

- 第15条 総会、役員会及び幹事会のあらましを議事録に 記録する。
- 2 総会の議事録は、総会を主催したクラブが作成し、各 クラブに配布する。
- 3 役員会及び幹事会の議事録は、主宰者が作成し、関係 者に配布する。

第10章 会計

第16条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。

第11章 補則

<u>第17条</u> <u>この会則の改廃は、総会の承認によって行うも</u> のとする。

附 則(平成22年9月4日名古屋総会承認)

- 1 この会則の改正は、総会承認の日から施行する。
- 2 第16条の会計に関する規定は、当分に間、幹事会で 審議することとし、幹事会での決定があるまでは、第5 条の役員のうち監事の選任は行わないこととする。

第8章 会計

第15条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。 ただし、会計に関する定めは、当面運営委員会での審議 にゆだねる。そのため、運営委員会での決定があるまで の期間は、第5条の役員のうち会計と監事は選任しない こととする。

第9章 補則

第16条 本会則は、運営委員会の決定によって、改正することができる。

附則

本会則は、平成18年11月11日から施行する。

附 則(平成21年10月18日高崎総会承認) この会則の改正は、総会承認の日から施行し、平成21 年3月26日から施行する。

1. 改正に関する説明

主な改正点は、運営委員会が役員の選任など実質的に会を運営する規定になっているが、現実的に委員会を招集、開催することが難しく、運用が不可能な規定となっているため、廃止することとした。 運営委員会の廃止に伴い、会長、副会長は総会で選任し、幹事は会員クラブから各1名は指名できるよう規定し、総会の位置づけ、会議の設置と会議は電子媒体でもできるようにした。

また、会務を処理する事務局をおき、事務局長は会長選出クラブの相当職を充て職にすることとした。

2. 各位条文改正に関する説明

- 第1条関係 第2条以降にも「本会」と略称して使用しているので、実情に合わせて略称規定を設けた。
- 第2条、第3条関係 会員ファンクラブの略称を「単体」から実情に合わせて「クラブ」に改める。 第5条、第6条関係 会計をスタッフとし、役員規定から削除する。
- 第7条 第6章の運営委員会は現実的に運用に無理があり、廃止することとし、会長、副会長は選出、 幹事は総会において各クラブから1名を会長が指名することに新たに規定する。
- 第5章(第8条、第9条)関係 実情に合わして新たに事務局(スタッフ)を置くこととし、スタッフとして事務局長、会計を置くこととして関係規定を設け、会長選出クラブの事務局長相当職、会計相当職が自動的に就任するあて職とした。
- 第6章(第10条)関係 旧第5章を繰り下げ、旧第8条、第9条の字句整理をして統合、第10条 とする。
- 第11条関係 運営委員会の廃止に伴い、総会の位置付けを本会の最高議決機関とした上で関係規定 を現実に合わして旧第13条、第14条を統合して整備した。
- 第8章(第12条から第14条)関係 実情では運用不可能な運営委員会(旧第6章(旧第10条から第12条))を廃止し、新たに会議として役員会、幹事会を設け、それぞれの会議の主宰、構成規定を整備し、会議の方法として電子媒体による会議方法を設けた。
- 第9章(第15条)関係 記事録作成に関する規定を新たに設けた。
- 第10章(第16条)関係 旧第8章(旧第15条)を繰り下げ、会計の収入規定のみとし、当分の 間会計を指名しない規定は暫定措置のため附則に委ねた。
- 第11章(第17条)関係 運営委員会廃止に伴い、会則の改廃は総会で行うと規定した。
- 附則関係 当分の間、監事の選任しない規定は、暫定措置のため附則で定めた。

日本プロオーケストラファンクラブ協議会会則

制定 平成 18 年 11 月 11 日設立会議議決改正 平成 21 年 10 月 18 日高崎総会承認平成 22 年 9 月 4 日名古屋総会承認

第1章 名称

第1条 本会は、日本プロオーケストラファンクラブ協議会(以下「本会」という。)と称し、事務局 を札幌市西区八軒9条西3丁目3-5 有限会社ビーシーコム内に置く。

第2章 目的

- 第2条 本会は、我が国のプロオーケストラが発展して我が国の音楽文化の中核を担い続けることを期待し、その支援を目指すとともに、会員ファンクラブ(以下「クラブ」という。)の親睦と交流を図り、よって国民が広くプロオーケストラの存在意義を認識してくれるよう活動することを目的とする。第3条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。
 - (1) クラブ相互の会報等情報の交換
 - (2) クラブ間の親睦・交流
 - (3) 国、地方公共団体への音楽文化発展のための政策提言
 - (4) 国、地方公共団体へのプロオーケストラ振興のための要請
 - (5) 全国のオーケストラを聴くツアーの開催
 - (6) プロオーケストラ支援のための各種活動
 - (7) 演奏家と市民の掛け橋となる各種活動
 - (8) その他目的達成のために必要と思われる活動

第3章 会員

- 第4条 本会の会員となる要件は次のとおりとし、1オーケストラにつき1ファンクラブのみが会員登録できるものとする。
 - (1) 広義のプロオーケストラのファンクラブであること。
 - (2) オーケストラの設置団体から公認されている又はそれに準ずるクラブであること。

第4章 役員

- 第5条 本会に次の役員をおき、その任期は4年とする。再任はこれを妨げない。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名
 - (4) 幹事長 1名
 - (5) 幹事 若干名
- 第6条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
 - (3) 監事は、本会の会計を監査する。
 - (4) 幹事長は、本会の行う活動の企画運営の責任を負う。
 - (5) 幹事は、幹事長の指示のもと、本会の活動の企画立案を行う。
- 第7条 会長及び副会長は、各クラブの代表者の中から総会において選出する。
- 2 監事は、総会において選出する。
- 3 幹事長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事は、会長、副会長及び監事以外の各クラブの代表者及び会長、副会長を選出したクラブの副会 長又は事務局長に相当するものの中から又は当該くらぶが推薦する者を会長が指名する。

第5章 事務局

- 第8条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、会長の属するクラブの事務局長に相当するものをもって充て、本会の事

務を処理する。

第9条 事務局に会計を置き、会長の属するクラブの会計に相当するものをもって充て、本会の会計事務を処理する。

第6章 顧問

- 第10条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の活動に有意義な助言を与えうる人格、識見に優れた人物を会長が委嘱する。 第7章 総会
- 第11条 総会は、本会の最高議決機関とし、年1回クラブの持ち回りにより開催し、運営基本方針、 会則の改廃、役員の選出及び会計の収支決算に関する事項並びにこれらに関連する事項を審議する。
- 2 総会には、各クラブから人数の制限なく出席することができ、活動報告を行うことができる。
- 3 総会を主催するクラブは、総会開催に関する事務を所掌する。 第8章 会議
- 第12条 本会の会議は、役員会及び幹事会とする。
- 第13条 役員会は、会長、副会長、監事及び幹事長により構成し、総会議案の審議を行う。
- 2 役員会の会議は、会長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 役員会の事務は、事務局が所掌する。
- 第14条 幹事会の会議は、幹事、事務局長及び会計により構成し、総会議案の立案、審議をし、役員会に提案し、及び運営実施計画の立案、審議をするとともに本会の運営にあたる。
- 2 幹事会の会議は、幹事長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 3 会議は、電子媒体により意見等を交換して行うことができる。
- 4 幹事会の事務は、事務局が所掌する。

第9章 議事録

- 第15条 総会、役員会及び幹事会のあらましを議事録に記録する。
- 2 総会の議事録は、総会を主催したクラブが作成し、各クラブに配布する。
- 3 役員会及び幹事会の議事録は、主宰者が作成し、関係者に配布する。

第10章 会計

第16条 本会の運営は、会費その他の収入によって行う。

第11章 補則

第17条 この会則の改廃は、総会の承認によって行うものとする。

附則

本会則は、平成18年11月11日から施行する。

附 則 (平成21年10月18日高崎総会承認)

この会則の改正は、総会承認の日から施行し、平成21年3月26日から施行する。

附 則 (平成22年9月4日名古屋総会承認)

- 1 この会則の改正は、総会承認の日から施行する。
- 2 第16条の会計に関する規定は、当分に間、幹事会で審議することとし、幹事会での決定があるまでは、第5条の役員のうち監事の選任及び第9条の会計の指名は行わないこととする。